



## ATMをご利用のお客さまへ

振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカードの被害防止の対策といたしまして  
1日・1口座あたりの**キャッシュカードによるATM等のご利用限度額・お振込限度額を引下げさせていただきます。**

日頃は、東山口信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカードによる被害から、お客さまの大切なご預金をお守りするため、**平成27年4月12日(日)**より、個人のお客さまのキャッシュカードによるATM等の「1日・1口座あたりのご利用限度額」を以下のとおり引き下げさせていただきます。

悪質な犯罪からお客さまのご預金を守り、安心してお取引いただくためのものであり、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更実施日

**平成27年4月12日(日)**

#### 2. 対象となるお客さま

**個人・個人事業主のお客さま**

※このたびの改正は、個人・個人事業主のお客さまを対象としており、法人のお客さまは変更ございません。

#### 3. 変更内容

ATMでのキャッシュカードによる1日・1口座あたりのご利用限度額

項目	変更前	変更後
当金庫ATMでの 預金払出し、お振込、お振替	合計 <b>200</b> 万円	合計 <b>100</b> 万円
デビットカードのご利用		
提携金融機関での CD・ATMでの預金払出し		

※当金庫ならびに提携金融機関ATM、コンビニATM、ゆうちょ銀行ATM、およびデビットカード利用  
合計額が上限100万円となります。

※ATMの「1日・1口座あたりの利用限度額」を「100万円以外」にすることをご希望のお客さまは、お届  
印と本人確認資料をご持参のうえ、当金庫窓口にてお届けの手続きをお願いいたします。

なお、すでに利用限度額を「200万円以外」に設定されているお客さまは、引き続き、現在のご利用限  
度額でご利用いただけます。

◆詳しくは、窓口にお問い合わせください◆